UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

6. 日露戦争から日露協約へ

1. 日露戦争への道

1.1. 朝鮮半島への進出と日清戦争

1873 年　「征韓論」起こる。

1875 年 9 月 10 日　江華島事件。

ソウル入口の江華島付近で韓国軍が日本軍艦に砲撃、これに対し日本軍が逆襲。

1876 年 2 月 26 日　「日朝修好条規」締結。

朝鮮に不平等条約を押し付け開国させる。

その後、米朝・英朝条約が締結される。

1884 年 7 月 7 日　「露朝条約」締結。

1891 年 5 月　日本訪問を終えた皇太子ニコライ、ヴラジヴォストークでシベリア鉄道起工式を行う。

1894 年 7 月 25 日　日本海軍、清国軍艦を攻撃。

8 月 1 日　日本、清国に宣戦布告。

1895 年 1 月 14 日　日本、閣議で尖閣諸島を日本領（沖縄県）に編入することを決定（非公開）。

4 月 17 日　「日清講和条約」（「馬関条約」あるいは「下関条約」とも言う）締結。

日本は朝鮮の独立を認めさせ、遼東半島･台湾･澎湖島の譲渡、庫平銀貳億兩（当時の日本円で約 3 億 1,000 万円[1]）の賠償金を獲得する。

資料：日清講和条約[2]

第一條　清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ將來全ク之ヲ廢止スヘシ

第二條　清國ハ左記ノ土地ノ主權竝ニ該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス

一　左ノ經界内ニ在ル奉天省南部ノ地

鴨緑江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ハ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコトト知ルヘシ

遼東灣東岸及黄海北岸ニ在テ奉天省ニ屬スル諸島嶼

二　臺灣全島及其ノ附屬諸島嶼

三　澎湖列島即英國「グリーンウィチ」東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼

第四條　清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀貳億兩ヲ日本國ニ支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合八回ニ分チ初回及次回ニハ毎回五千萬兩ヲ支拂フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ次回ノ拂込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於テスヘシ殘リノ金額ハ六箇年賦ニ分チ其ノ第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ其ノ第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ其ノ第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ其ノ第四次ハ

[1] この金額は、日清戦争のために日本が費やした戦費の約 1.5 倍、当時の日本政府の年間予算の数年分と言われ、非常に高額であった。

[2] 外務省外交資料館日本外交文書デジタルアーカイブ第 28 巻第 2 冊（明治 28 年／1895 年）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/DM0003/0001/0028/0603/0197/0424/index.djvu）。なお、この資料は、Djvu ファイルの形式で公開されているので、閲覧のためには「DjVu ブラウザプラグイン」（無料）をダウンロードする必要がある。このプラグインのダウンロードページへのリンクは、「日本外交文書デジタルアーカイブ」のトップページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html）に掲載されている。

本約批准交換後五箇年以内ニ其ノ第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ其ノ第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支拂フヘシ又初回拂込ノ期日ヨリ以後未タ拂込ヲ了ラサル額ニ對シテハ毎年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フヘキモノトス

但シ清國ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額或ハ其ノ幾分ヲ前以テ一時ニ支拂フコトヲ得ヘシ如シ本約批准交換後三箇年以内ニ該賠償金ノ總額ヲ皆濟スルトキハ總テ利子ヲ免除スヘシ若夫迄ニ二箇年半若ハ更ニ短期ノ利子ヲ拂込ミタルモノアルトキハ之ヲ元金ニ編入スヘシ

1.2. 東清鉄道と東清鉄道南満州支線の建設

1895 年 4 月 23 日　独仏露公使、外務次官を訪れ、清国への遼東半島返還を勧告（三国干渉）。

5 月 4 日　日本政府、遼東半島放棄を決定。

「臥薪嘗胆」のスローガンがはやる。

12 月 28 日　「露清銀行条例」制定。

清国、露清銀行を通じ、日本への賠償金支払のための原資として、ロシアから融資を受ける。

1896 年 6 月 3 日　「露清密約」[3]（「露清同盟条約」または「李鴻章=ロバノフ協定」とも言う）締結。

日本が極東ロシア、清国、朝鮮を侵略した場合の相互援助の約束や、ロシアがチタから吉林省・黒龍江省を通過しウラジヴォストークに通じる東清鉄道（中東鉄道）および東清鉄道のスンガリー川渡河地点の哈爾浜（ハルビン）から旅順までの南満州支線の建設に対する清国の許可などが取り交わされた[4]。

9 月 8 日　露清銀行と中国政府、東清鉄道建設及経営に関する契約を締結。

12 月 16 日　東清鉄道会社定款の制定。

1897 年 3 月 1 日　東清鉄道会社設立。

8 月 29 日　東清鉄道会社起工式。

1898 年 3 月 27 日　旅順大連湾租借に関する条約の締結。関東州の 25 年間の租借。

7 月 6 日　東清鉄道南満州支線に関する条約の締結。

1899 年 2 月 17 日　東清鉄道会社条例第一追加。南満州支線、大連の築港、汽船会社について定める。

8 月 11 日　大連自由港設定に関するニコライ 2 世の勅諭。

1901 年 8 月 2 日　東清鉄道付属地帯における法権に関するニコライ 2 世の勅令。

1902 年 1 月 14 日　東清鉄道会社黒龍江省内の採炭契約の締結。

---

[3] 『満蒙問題関係の重要条約摘要』（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード A03023738700、https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M0000000000000758916）。ニコライ 2 世の戴冠式に派遣された李鴻章とロシア外相ロバノフ・蔵相ウィッテがこの条約に調印した。当時、その存在自体が秘密とされ、日本がこれを確認したのは日露戦争開戦後のことだった。

[4] 国立公文書館アジア歴史資料センター日露戦争用語集(4)（http://www.jacar.go.jp/nichiro/incident.htm）。なお、越澤明によると、1894 年、プリモーリエ（沿海州）とザバイカリエの間の黒龍江（アムール川）地域を踏査した結果、この地域の鉄道敷設が容易でないことが判明していたため、ウラジヴォストークとチタを最短コースで結ぶ鉄道建設計画が立てられた、という（越澤明『哈爾浜（はるびん）の都市計画』筑摩書房、2004 年、16 頁。なお、固有名詞の表記は引用者が修正している）。哈爾浜から旅順までの南満州支線建設の目的は明確ではないが、越澤は、ウラジヴォストークが冬季に凍結してしまうため南満州の遼東半島に不凍港を欲するにいたったとしている（同上）。

資料：東清鉄道建設及経営に関する契約[5]

第六条　鉄道ノ建設、経営及保護ノ為ニ必要ナル土地並土砂・石塊・石灰等ヲ獲得スル為ニ必要ナル鉄道沿線ノ土地ニシテ官有地ナルトキハ無償ニテ会社ニ引渡サルベク、私有地ナルトキハ時価ニ依リ該土地所有者ニ対スル一時払若クハ年賦払ヲ以テ会社ニ引渡サルベキモノトス

会社所属ノ土地ハ一切ノ不動産税ヲ免除セラルルモノトス、会社ハ其土地ニ関シ絶対的且排他的行政権ヲ有スベシ[6]

会社ハ其土地ニ於テ一切ノ種類ノ建造物ヲ建設シ鉄道ニ必要ナル電信ヲ建設経営スルノ権利ヲ有スベシ、又会社ノ収入旅客及貨物ノ運輸並電信等ヨリ生スル一切ノ収入及料金ニ付テハ一切ノ課金及税金ヲ免除スベシ、但シ鉱山ハ之ヲ例外トシ特別ノ協定ニ俟ツベキモノトス

1.3. 日露戦争へ

1895 年 7 月 6 日	朝鮮王妃の閔妃（ミンピ）ら、ロシア公使と結んでクーデタ、親日派を追放、親露派を登用。
10 月 8 日	閔妃、日本軍により殺害される（三浦梧楼駐朝大使による画策）。
1896 年 2 月 11 日	朝鮮国王高宗（コジョン、閔妃の夫）と王子、ロシア大使館に逃れる。
1897 年 12 月 15 日	ロシア艦隊、旅順入港。
1900 年	義和団事件を契機に、ロシア軍、満州に駐屯。
1902 年 1 月 30 日	日英同盟調印。
4 月 8 日	露清、満州還付協約並付帯宣言を締結[7]。
1903 年 12 月半ば	ニコライ 2 世、会議で、「戦争は問題にならない」と日露間の戦争を否定。
1904 年 1 月 21 日	高宗、中立宣言。
1 月 29 日	ロシア、朝鮮の中立を承認。
2 月 4 日	日本政府、日露開戦を決定。
2 月 5 日	小村寿太郎外務大臣、栗野慎一郎駐露公使に対し、ロシア政府に国交断絶の通告公文を提出するよう命じる[8]。
2 月 6 日	栗野慎一郎駐露公使、国交断絶を通告。ロシア政府動かず。翌日、ニコライ 2 世は大臣たちと会わず読書と散歩をしただけ。
2 月 8 日	日本陸軍、仁川上陸。海軍、旅順攻撃。
2 月 10 日	日本、ロシアに宣戦布告。

[5] 同上、20 頁。同契約によれば、東清鉄道理事長（督辨）は中国人の許景澄であったが名目的存在で、営業期間は運転開始後 80 年間で、その後は中国に無償で引き渡すものとし、36 年後からは中国に買い戻しの権利があるとされた。

[6] この下線部を根拠として満州の事実上の植民地化が進行し、日露戦争後は南満州支線部分の付属地の施政権（事実上の植民地領有権）を日本の南満州鉄道株式会社（満鉄）が継承した。

[7] この条約は、ロシア軍の撤兵を 3 期に分け、それぞれ 6 ヵ月ずつの期間をとり、合計 1 年半で撤兵を完了するとしたもの。その条件として、ロシア軍が撤兵するまでは、満州における清国軍の兵員数と駐屯地は、ロシア軍務省との協議によって決定すること、撤兵完了後は清国側の自由となるが、ただし、その後も兵員の増減はロシア側に通告すること、清国はロシア軍が撤退した地域を他の国が占領するのを許さないこと、南満州での新たな鉄道建設は、あらかじめロシア政府と清国政府のあいだで協議してからでなくては行なえないこと、清国に返還された鉄道について、ロシアが経営、修繕のために費した費用を償還すること、などが規定された（古屋哲夫『日露戦争』中央公論社、1966 年、61 頁）。

[8] 外務省「小村寿太郎外務大臣より栗野慎一郎駐露公使宛第 54 号」（1904 年 2 月 5 日）「日露ノ交渉及国交ノ断絶通告ニ関スル公文提出方ニ付訓令ノ件」（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード B06150007900、https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi）。

2. 日露戦争の経過

1904 年 2 月 24 日	第 1 次旅順港閉塞作戦。
3 月 27 日	第 2 次旅順港閉塞作戦。
5 月 3 日	第 3 次旅順港閉塞作戦。
8 月 10 日	黄海海戦。
8 月 14 日	蔚山沖海戦。
8 月 19～24 日	第 1 回旅順総攻撃（背後の 203 高地攻防戦、日本軍死傷者 1 万 5860 人）。
8 月 22 日	日韓協約（第 1 次）調印（韓国は日本政府推薦の財政･外交顧問を任用、外国との条約締結・特権譲与につき日本政府と事前協議）。
8 月 28 日～9 月 4 日	遼陽会戦（日本軍死傷者 2 万 3533 人）。
10 月 10～20 日	沙河会戦（日本軍死傷者 2 万 497 人）。
10 月 26～31 日	第 2 回旅順総攻撃（日本軍死傷者 3830 人）。
11 月 26 日～12 月 5 日	第 3 回旅順総攻撃（203 高地占領、日本軍死傷者 1 万 6935 人）。
1905 年 1 月 1 日	旅順ロシア守備隊降伏。
1 月 22 日	サンクト・ペテルブルクで「血の日曜日事件」（第 1 次ロシア革命はじまる）。
3 月 1～16 日	奉天会戦（日本軍死傷者 7 万 28 人）。
4 月 21 日	日本政府、閣議で講和条件（絶対条件 3、相対条件 4）決定（賠償金・樺太割譲は相対条件）。
5 月 27～28 日	日本海海戦。
6 月 1 日	米国大統領に日露講和斡旋を依頼。
6 月 9 日	米国、日露両国に講和を勧告。
6 月 27 日	戦艦ポチョムキンの反乱（ロシア、オデッサ）。
7 月 7 日	日本軍、南樺太に上陸。
7 月 24 日	日本軍、北樺太に上陸。
7 月 29 日	桂・タフト覚書（米国のフィリピン統治と日本の韓国における優越的支配権の承認に関する密約）。
7 月 31 日	ロシア・サハリン守備隊、降伏。
8 月 10 日	第 1 回講和会議。全権・小村寿太郎（1855 年 10 月 26 日～1911 年 11 月 26 日）・セルゲーイ・ウィッテ Серге́й Ю́льевич Ви́тте（1849 年 6 月 29 日～1915 年 3 月 13 日）。
8 月 22 日	米国大統領、日本に賠償金請求を放棄するよう勧告。
9 月 5 日	「日露講和条約」（「ポーツマス条約」）調印。日比谷焼き打ち事件。
10 月 30 日	ニコライ 2 世「10 月宣言」（国会開設）。
11 月 27 日	第 2 次日韓協約調印（韓国の対外関係は日本の外務省が処理、日本政府代表として京城＝現在のソウルに総監を置く）。

203 高地から遠望した旅順港

203 高地の砲台

3.「ポーツマス条約」

3.1. 日本の要求[9]

絶対的必要条件

①韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ露国ニ約諾セシムルコト

②一定ノ期限内ニ露国軍隊ヲ満州ヨリ撤退セシムルコト

③遼東半島租借権及哈爾濱旅順間鉄道ヲ我方ニ譲与セシムルコト

比較的必要条件

①軍費ヲ賠償セシムルコト

②戦闘ノ結果中立港ニ鼠入セル露国艦艇ヲ交付セシムルコト

③薩哈嗹及其付属諸島ヲ割譲セシムルコト

④沿海州沿岸ニ於ケル漁業権を與ヘシムルコト

付加条件

①極東ニ於ケル露国海軍力ヲ制限スルコト

②浦塩港ノ武備ヲ撤シ商港トナスコト

3.2. ロシアの条件

絶対に受け入れられない要求

①ロシア領土の割譲

②賠償金支払い

③ヴラジヴォストークの武装解除、太平洋にロシア海軍力を維持する権利の剥奪

④ヴラジヴォストークに通じる鉄道線の譲与

何らかの合意に達しうる要求

①旅順と大連

②満州における両国の相互関係の調整

③朝鮮

[9] 「日露講和談判全権委員ニ対スル訓令案」（1905 年 6 月 30 日閣議決定）（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード B04120029400、https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi）。

3.3. サハリン問題と賠償金でもめる

ロシア皇帝ニコライ 2 世は交渉決裂の場合、戦争続行も辞さないと考えていた。

日本側は戦争続行は不可能。

ウィッテが独自にサハリン南半部の割譲を決断。

日本側は賠償金要求を放棄。

ウィッテは帝国の危機を救ったとされ、伯爵位を贈られた。

日本では講和は評判が悪く、各地で反対運動が起きた。

3.4. 「ポーツマス条約」[10]（正文は仏語、次いで英語）の概要

①日本の朝鮮半島に於ける優越権を認める。

第二條
露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同樣ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ
兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ進迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス

②日露両国の軍隊は、鉄道警備隊を除いて満州から撤退する。

第三條
日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス
　一　本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト
　ニ　前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ或ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト
露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

③ロシアは関東州（旅順・大連を含む遼東半島南端部）の租借権を日本へ譲渡する。

第五條
露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連竝其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝国政府ハ又前記租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス
兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス
日本帝国政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

④ロシアは東清鉄道の内、旅順－長春間の南満洲支線と、付属地の炭鉱の租借権を日本へ譲渡する。

第六條
露西亞帝國政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線竝同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

[10] 公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第七巻・外事・国際・通商（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード A01200226500、https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi）。

⑤ロシアは樺太の北緯 50 度以南の領土を永久に日本へ譲渡する。

第九條
露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ譲與ス其ノ譲與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ
日本國及露西亞國ハ薩哈嗹島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

⑥ロシアは沿海州沿岸の漁業権を日本人に与える。

第十一條
露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ雙方同意ス

4. 「日露協約」[11]体制と韓国併合

1907（明治 40）年から 1916（大正 5）年にかけて、日露戦争後の立場の強化を望む日本と、ヨーロッパにおけるドイツの脅威に対抗するために極東地域の安定を望むロシアとの間で、4 回にわたって締結された協約。第 1・2・4 回は公開協約と秘密協約からなり、第 3 回は秘密協約のみからなっている。

日本側は第 1 回から第 4 回まですべて本野一郎（1862 年 3 月 23 日～1918 年 9 月 17 日）駐露公使（1908 年 5 月からは大使）が署名し、ロシア側は第 1・2 回がイズヴォルスキー（Алекса́ндр Петро́вич Изво́льский, 1856 年 3 月 18 日～1919 年 8 月 16 日）外相、第 3・4 回はサゾーノフ（Серге́й Дми́триевич Сазо́нов, 1860 年 8 月 10 日～1927 年 12 月 24 日）外相がそれぞれ署名した。

1907 年 7 月 30 日　第 1 次「日露協約」調印。

満州独占化を図る日本と市場開放を迫る米国との対立を背景に日露関係の協調が進む。

協約は、日露間及び両国と清国の間に結ばれた条約を尊重することと、清国の独立、門戸開放、機会均等の実現を掲げている。

秘密協約において、ロシアは韓国における日本の優越的地位を、日本は外蒙古におけるロシアの特殊地位をそれぞれ尊重すること、日露間の満州における権利利益の南北分界線（ハルビンと吉林のほぼ中間）などが定められた。

1909 年 10 月 26 日　ロシア蔵相との会談のため哈爾濱駅に到着した伊藤博文、韓国人安重根に銃殺される。

1910 年 7 月 4 日　第 2 次「日露協約」調印。

鉄道王ハリマン（Harriman, E. H.）による満鉄の日米合弁事業提案や、ノックス（Knox, P. C.）米国務長官の「ノックス南満州鉄道中立化案」など、鉄道経営を通じた満州進出に意欲を見せるアメリカの動きを、日露両国が警戒し、秘密協定で、相互の特殊権益が第三国によって侵された場合、共同行動・相互援助を協議することを約し、米国の南満

[11] 「日露協約」は第 1 次から第 4 次まで、秘密協約を含め、『日本外交年表並主要文書　1840-1945　上』（外務省編　原書房、1969 年）に掲載されている。

州鉄道中立化案の提案を拒否し、米国の対中政策に対する日露共同戦線を形成して、両国の満州権益の確保を確認した。

8 月 22 日　「日韓条約」調印により韓国併合。

1911 年 6 月 1 日　日露逃亡犯罪人引渡条約調印。

ロシア国内の反日朝鮮人、日本国内のロシア人革命家の取締りのため。

1912 年 7 月 8 日　第 3 次「日露協約」調印。

辛亥革命に対応するため、勢力範囲の分割線を内モンゴルの境界線まで延長し、内モンゴルを東西に分割し、西部をロシアが、東部を日本がそれぞれ利益を分割することを協約し、対米日露提携を強化した。

1916 年 7 月 3 日　第 4 次「日露協約」調印。

第一次世界大戦における日露の関係強化、第三国の中国支配を防ぎ、戦時の相互援助と単独不講話を定めた事実上の軍事同盟。極東における軍事行動を含めた日露の共同戦線を樹立し、従来の協約を拡張しその適用範囲も中国全土に拡大。

日露協約の秘密協約は、ロシア帝国が各国と締結した秘密条約を暴露することにしたボリシェヴィキ政権によって、1917 年 12 月 19 日、政府機関紙『イズヴェスチヤ』紙上で公表された。『イズヴェスチヤ』は第 4 回秘密協約の「第 3 国」とは英米両国を指すという脚注を付けている。